

●議員海外視察実施要綱

(令和5年6月28日議長決裁)

本市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組とともに、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として発展を遂げてきた。

今日、コロナ禍による社会経済活動の停滞や環境・エネルギー問題に加え、人口減少・少子高齢化や急激な物価高騰など、刻々と変化する社会経済状況に置かれている中に本市もある。

引き続き、札幌を取り巻く諸課題に迅速かつ的確に対応していくとともに、将来を見据えた確かなまちづくり戦略を広く展開していくためには、国内のみならず海外の先進事例に学ぶことが重要である。

このような観点から、議員が海外諸都市における地方自治の実態や行政施策を調査し、将来にわたって活力と魅力に満ち、世界が憧れる札幌のまちづくりに資するために、海外視察を実施する。

記

(視察議員)

- 1 今任期における海外視察は、全議員を対象とする。

(視察形態)

- 2 海外視察は、次に掲げる形態により実施するものとする。

(1) 複数会派(会派無所属を含む)により視察団を編制

(2) 本市議会の関係団体が主催する視察に参加

(視察団編制の要件)

- 3 前項(1)に基づき視察団を編制する場合は、次のとおりとする。

(1) 参加者は全議員から募集する。

(2) 調査内容、視察先、視察日程等については、担当会派を決め、関係会派で協議する。

(3) 前号の協議にあたっては、市政への反映の観点から十分な検討を行うものとする。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するものとする。

(視察手続)

- 4 視察をしようとする者は、「海外視察計画書」(様式)のほか、見積書等必要書類を会長・団長会議に提出し、議長の承認を得るものとする。

(海外視察計画の公表)

- 5 議長は、海外視察の実施を決定した後、速やかに「海外視察計画書」を市議会ホームページに掲載する。

(旅費等)

- 6 旅費の支給にあたっては、札幌市職員等の旅費に関する条例及び規則等を準用し、支給額は80万円を上限とする。

議員は、効率的な視察計画の策定に努め、旅費等の節減に努めるものとする。

(報告書の提出)

- 7 議員は、海外視察終了後、「海外視察報告書」をすみやかに議長に提出する。

(報告書等の公開)

- 8 議長は、今後の市政の進展に資することを目的として、議会図書室に設置する視察コーナーにおいて、「海外視察報告書」及び海外視察で得た資料を公開するとともに、「海外視察報告書」を市議会ホームページに掲載する。

(市民への報告)

- 9 議員は、海外視察で得た見聞をできるだけ多くの機会をつくって市民に報告する。

(様式)

年 月 日

札幌市議会議長

(会派代表者名) 印

(会派代表者名) 印

海外視察計画書

下記のとおり海外行政視察を計画しましたのでご承認をお願いいたします。

記

1 視察目的

2 視察目的に係る本市の市政上の課題

3 調査項目及び調査施設（都市）

調査項目	調査施設（都市）及び選定理由
	(調査施設（都市）) (選定理由)
	(調査施設（都市）) (選定理由)
	(調査施設（都市）) (選定理由)

4 視察期間及び行程

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

月日	発着地・滞在地	交通機関	調査施設・都市等
月 日			
月 日			
月 日			

5 参加議員

所属会派	氏名
(視察団の代表者)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。